

## 第19回柏崎市農業委員会総会議事録

期日 令和3年12月27日（月）

場所 市役所1階 多目的室

議案 議第1号 農地法第3条許可申請について

議第2号 農地法第3条許可処分取消申請について

議第3号 農地法第4条許可申請について

議第4号 農地法第5条許可申請について

議第5号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について

議第6号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について

その他 1月総会の会議開催予定日時

第20回総会を1月31日（月）午後に開催します。

出席及び欠席の委員 別紙のとおり

並びに事務局職員

開会 午後1時30分

霜田事務局長

皆様、お疲れ様でございます。特に本日は雪で足元が悪く吹雪く中お集まりいただき、ありがとうございます。除雪に従事されている方がいらっしゃる中お集まりいただきました。今年最後の総会となります。よろしくお願いいたします。

ただ今から第19回柏崎市農業委員会総会を始めさせていただきます。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第2条第1項及び同条第2項の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。

また、同規則第4条により、会長が議長となります。それでは会長、よろしくお願いいたします。

石塚会長

皆様、お疲れ様でございます。今程霜田局長からも話があったとおり、今年最後の総会と

なるわけでございます。

今年は、農業的には決して良い年ではなかったと私は思っています。来年こそは良い年でありますように願っているところでございます。

またコロナウイルスは落ち着いたようにみえましたが、オミクロン株の感染という話題を聞いています。これにつきましてもまだまだ心配しているところでございます。

来年は皆様方と一致団結して活躍いたしたいと思えます。

それでは、総会を始めたいと思えます。

議長

総会を開催するにあたり、事務局から、本日の出席委員数の報告を願います。

霜田事務局長

委員数は19人です。欠席報告1人、現在の出席委員数は18人で、過半数であることを報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の出席数は22人です。

議長

ただ今、事務局の報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

これより、第19回総会を開催します。

議長

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、2人の議事録署名委員を指名します。議長が指名することに御異議ございませんか。

— 「異議なし」の声あり —

議長

それでは、1番 高橋 忠委員、19番 小川 勝史委員の2人を議事録署名委員に指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第1号 農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。

山崎局長代理

はい、事務局でございます。それでは、議案書1ページを御覧ください。議第1号 農地法第3条許可申請について、御説明申し上げます。

土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、契約の種類、申請事由、10a当たりの価格の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号1 赤坂町字上ノ山〇〇番〇 畑 131 m<sup>2</sup>。緑町〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇。赤坂町〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。贈与です。

申請番号2 東条字国光〇〇番〇 外2筆 田 計7,070 m<sup>2</sup>。大字安田〇〇番地〇 〇〇 〇〇。大字東長鳥甲〇〇番地 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇円です。

申請番号3 藤井字中道〇〇 外3筆 田 計1,883 m<sup>2</sup>。埼玉県川越市大字平塚〇〇番地 〇 〇〇 〇〇。大字藤井〇〇番地 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇円です。

申請番号4 安田字高畑〇〇 外2筆 田 計2,060 m<sup>2</sup>。宮城県仙台市泉区加茂三丁目〇番地の〇 〇〇 〇〇 外2名。大字上田尻〇〇番地〇 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇円です。

申請番号5 劔野字若宮〇〇 外13筆 計9,741 m<sup>2</sup>。向陽町〇〇番地〇 〇〇 〇〇。大字下方〇〇番地〇 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇円です。

申請番号6 下方字下沖〇〇番〇 外11筆 田 計5,655 m<sup>2</sup>。大字藤橋〇〇番地 〇〇 〇〇。大字下方〇〇番地〇 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇円です。

審査結果の1ページを御覧ください。案件である申請番号1から6までについて、地区担当の委員、尾崎農地会議代表者、事務局の大橋係長、局長代理山崎が現地調査を行いました。審査の結果、農地法第3条第2項各号に規定する「不許可例示条項」第1号から第7号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 「異議なし」の声あり －

議長

議第 1 号の案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 2 号 農地法第 3 条許可処分取消申請について」事務局の説明を求めます。

山崎局長代理

事務局でございます。それでは、議案書 3 ページを御覧ください。議第 2 号 農地法第 3 条許可処分取消申請について、御説明いたします。

土地の所在、地番、地目、面積、許可当時の譲渡人及び譲受人、申請事由の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 平井字高畑〇〇番〇 外 2 筆 畑 計 266.79 m<sup>2</sup>。大字平井〇〇番地〇 〇 〇 〇〇。東本町二丁目〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇。平成 9 年 7 月 31 日付けで、農地法第 3 条使用貸借権設定の許可を受けましたが、許可当時の譲受人の労働力不足により、耕作を減らすため、取消を申請するものです。

なお、審査結果につきましては、許可取消申請書類審査結果一覧表 3 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を取消処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 「異議なし」の声あり －

議長

議第 2 号の申請案件を取消処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 3 号 農地法第 4 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

事務局でございます。それでは、議案書 3 ページを御覧ください。議第 3 号 農地法第 4 条許可申請について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、申請人、申請事由及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 平井字高畑〇〇番〇 外 2 筆 畑 計 266.79 m<sup>2</sup>。大字平井〇〇番地〇 〇 〇 〇。車庫及び駐車場。第 2 種でございます。

申請地は、既に「車庫及び駐車場」の敷地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

議第 2 号 農地法第 3 条許可処分取消申請 申請番号 1 に関連するものです。

申請番号 2 石曾根字家ノ浦〇〇番〇 田 142 m<sup>2</sup>。大字石曾根〇〇番地〇 〇〇 〇〇。

一般個人住宅。第2種でございます。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の3ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－「議長」との声あり－

No.17 水野 美保農業委員

議第3号申請番号1と議第2号申請番号1で申請事由欄に譲受人の労働力不足による耕作を減らしたとあります。同じ場所で車庫及び駐車場になっていると聞きましたが、おかしい気がします。

大橋係長

こちらにつきましては、当初農地として使用貸借権が設定されましたが、譲受人の労働力不足ということで耕作はされず転用許可を取らずに車庫及び駐車場の敷地として利用されたということです。

議長

水野農業委員、よろしいでしょうか。

No.17 水野 美保農業委員

はい。

議長

他にありませんか。

－「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

— 「異議なし」の声あり —

議長

議第 3 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

事務局でございます。それでは、議案書 4 ページを御覧ください。議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、渡人、受人、申請事由及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 上田尻字中向〇〇番 外 1 筆 畑 計 534 m<sup>2</sup>。埼玉県さいたま市西区プラザ〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇。大字下田尻〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第 3 種でございます。

申請地は、昭和 43 年頃より「一般個人住宅」の敷地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号 2 上原字上川原乙〇〇番〇 外 1 筆 田 計 151 m<sup>2</sup>。新潟市北区すみれ野二丁目〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇。大字南条〇〇番地 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第 2 種でございます。

申請番号 3 中田字土表〇〇番〇 田 64 m<sup>2</sup>。大字中田〇〇番地 〇〇 〇〇。大字中田〇〇番地〇 〇〇 〇〇。宅地の拡張。第 2 種でございます。

申請番号 4 剣野町字道祢橋〇〇番〇 外 2 筆 田 計 217.55 m<sup>2</sup>。諏訪町〇〇番〇号 〇 〇 〇〇。新田畑〇〇番〇〇 〇〇 〇〇 外 1 名。一般個人住宅。第 3 種でございます。

申請番号 5 西山町別山字後谷〇〇番〇 畑 56 m<sup>2</sup>。東京都福生市武蔵野台二丁目〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇 外 3 名。西山町別山〇〇番地 〇〇 〇〇。宅地の拡張。第 2 種でございます。

申請番号 6 矢田字道地田〇〇番〇 外 12 筆 田 計 3,602 m<sup>2</sup>。大字矢田〇〇番地 〇〇 〇〇 外 2 名。東京都千代田区内幸町一丁目〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇。 鉄塔耐震対策工用地のための一時転用。農業振興地域における農用地区域でございます。

本申請につきましては、3,000 m<sup>2</sup>を超える農地転用となりますので、本総会の議決をもって、県農業会議に諮問いたします。その県農業会議において異議がない場合、会長の専決により許可が決定となることを、併せてお諮りさせていただきます。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 4 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

— 「異議なし」の声あり —

議長

議第 4 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 5 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について



て（農地中間管理事業の特例事業 県農林公社買入分 中鯖石南部地区）」事務局の説明を求めます。

山崎局長代理

事務局でございます。議案書5ページを御覧ください。議第5号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について、御説明いたします。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。

- 1 事業の区分 農地中間管理事業の特例事業（新潟県農林公社 買入分）  
（県営経営体育成基盤整備事業 中鯖石南部地区 関連）
- 2 権利の種類 所有権移転
- 3 当事者間の法律関係 売買
- 4 所有権移転の時期 公告日
- 5 引渡の時期 所有権移転登記完了日
- 6 対価の支払時期 所有権移転登記完了後10日以内
- 7 対価の支払方法 譲渡人の指定口座に振り込む
- 8 対象農用地の面積 田 5筆 1,250.00㎡
- 9 関係人の数 受人1人（新潟県農林公社）、渡人1人
- 10 実施地区 柏崎市
- 11 公告年月日 令和4(2022)年1月18日

明細は6ページのとおりです。

説明は以上となります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第5号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

議長

議第5号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に、「議第6号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業の特例事業 県農林公社買入分）」事務局の説明を求めます。

山崎局長代理

事務局でございます。議案書7ページを御覧ください。議第6号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について、御説明いたします。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。

- 1 事業の区分 農地中間管理事業の特例事業（新潟県農林公社 買入分）
- 2 権利の種類 所有権移転
- 3 当事者間の法律関係 売買
- 4 所有権移転の時期 公告日
- 5 引渡の時期 所有権移転登記完了日
- 6 対価の支払時期 所有権移転登記完了後10日以内
- 7 対価の支払方法 譲渡人の指定口座に振り込む
- 8 対象農用地の面積 田 8筆4,367.00㎡ 畑 1筆66.00㎡
- 9 関係人の数 受人1人（新潟県農林公社）、渡人1人
- 10 実施地区 柏崎市
- 11 公告年月日 令和4(2022)年1月18日

明細は8ページのとおりです。

説明は以上となります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 6 号について事務局の提案のとおり決定することにご異議ございませんか。

－ 「異議なし」の声あり －

議長

議第 6 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

それでは、その他の事項を事務局からお願いします。

霜田事務局長

お手元、第 19 回農業委員会総会（R3. 12. 27）事務局事務連絡を御覧ください。

#### 1 今後の予定（別紙）

- ・ 県農業会議後期巡回（研修会）

1 月 31 日（月） 総会終了後同席

対象全委員

県の農業会議の巡回が前期と後期の年 2 回実施しており、来月の総会后、後期巡回があります。農業会議のほうからは、約 30 分間研修や話をしたいということです。全委員出席をお願いいたします。

- ・ 市町村農業委員会役員等研修会

2 月 8 日（火） 13：30～ （新潟市「ユニゾンプラザ」）

運営会議委員出席案内

運営会議の委員さんに御案内させていただきました。新潟市のユニゾンプラザで開催されますので出席をお願いいたします。

・地域別農業委員会会長・局長会議

2月17日(木) 14:30～ (上越市「ホテルハイマート直江津」)

終了後、役員等選出会議

上越市のホテルハイマート直江津に石塚会長と私が出席させていただきます。役員  
の選出会議がありますので、石塚会長よろしくお願いたします。

※免税軽油に係る耕作証明書 1月11日(火)～1月31日(月)

皆様方に毎年お願いしていますが、お手元の農業委員会だよりの裏にも書いてありますが、  
免税軽油に係る耕作証明書ということでご案内を配布させていただきました。令和4年1月  
11日(火)～1月31日(月)免税軽油に係る耕作証明書を発行します。皆様方のところに問  
い合わせ等がありましたら、説明をよろしくお願いたします。

2 農業委員会手帳について

「農業委員会等に関する法律」第35条で調査権があること、調査の際は身分証明書を携  
帯することが明記。

身分証明書の内容を確認し、生年月日・住所・電話番号を記入のこと。証明書の有効期限  
は令和5年7月19日。

本日皆様方のお手元に2022年版の農業委員会手帳を配布しました。表紙をめくっていた  
だくと農業委員さんは黄緑色、推進委員さんは紫色の身分証明書が入っています。

農業委員会手帳の身分証明書につきましては、改選の時にもお話させていただきました  
ので皆様御存じだと思いますが、「農業委員会等に関する法律」第35条に農地に関する調  
査権を持っておられます。調査をする場合には身分証明書を必ず携帯携行してください。提  
示を求められたら、身分証明書を提示していただきたいと思います。

手帳につきましては、1年毎に配布いたします。身分証明書については、任期期間が終わ  
るまで使用していただきたいと思います。

3 JA 柏崎振込口座「店名・口座番号」変更の届出について

JA 柏崎の支店機能再編に伴う「店名・口座番号」の変更がある方(変更該当者へは JA  
から既通知あり)は、事務局へ届出必須のこと。

1月24日に JA 柏崎の支店機能再編に伴いまして、振込の店名・口座番号が変更になり  
ますという通知書が届いている方は、確認を含めまして、事務局に写しの提出をお願いしま

す。

4 令和4年度春季分

農業経営基盤強化促進法による利用権の設定について（委員毎）

5 農業委員会だより第44号（令和4年1月1日発行号）

皆様のお手元に配布いたしましたので、御覧いただきたいと思います。

第20回農業委員会総会 【農業委員・推進委員】

1月31日（月）13：30～ 庁舎1階 多目的室

県農業会議後期巡回あり

事務連絡4については、山崎局長代理が説明します。

山崎局長代理

事務連絡4について、御説明申し上げます。

4 令和4年度春季分

農業経営基盤強化促進法による利用権の設定について（委員毎）

お手元に配布しました封筒の中を御覧ください。「農業経営基盤強化促進法による利用権設定書の配布と回収について」でございます。8月の総会でも説明しましたが、改めて説明させていただきます。この取組は、農地の流動化を促進し、担い手への利用集積を図ることを目的としております。具体的な活動といたしましては、

- ① 期間満了となる農用地利用集積計画による利用権の更新
- ② 担い手への農地の面積集積
- ③ 遊休農地の発生防止のための出し手・受け手の結び付け

のために活動していただくものです。

提出期日は、2月10日（木）です。取りまとめいただいたものは、来年3月の総会に諮り、4月に公告の予定です。

それでは、お手元にお配りしました封筒の中身の御確認をお願いいたします。水色、ピンク色の紙で留めてある書類です。

まず、委員管理用書類を御覧ください。左上に委員さんのお名前が入っております。「利用権設定書の配布と回収について（お願い）」の文書と「利用権設定申出書」のQ&A（A4裏表）、今回お願いする「一覧表」（A3）です。なお、「一覧表」（A3）は個人情報ですので、活動終了の際は、必ず返してください。

次に、水色の紙で留めてあります書類は「再設定の申出書」です。今回「再設定の申出書」のない委員さんもおられます。

最後、ピンク色の紙で留めてあります書類は新規分の申出書が3部入っております。新規設定される方にお渡しください。不足の場合は事務局にお申し出ください。

なお、お配りした設定書の書類ですが、8月にお配りした書類とは若干異なります。記入の方法は記入例を御覧ください。

手続きについて、簡単に説明させていただきます。更新の申出書に所有者と耕作者の方から、賃借料の記入、設定期間を記入してもらい、署名、押印をもらってください。それぞれの申出書に記入例がついていますので参考に記入してください。

農地中間管理機構を通じて設定する場合、受付窓口はJAとなっております。今回お配りしました事務局受付の申出書とは用紙が異なりますので御注意ください。

次に、お配りした更新書類について地区担当基準で振り分けています。一覧表を御覧いただいて、これは自分よりも別の委員さんが担当したほうが円滑に進むといったような場合は、双方で協議いただいて、調整していただければと思います。なお、担当する委員さんが変更になった場合、必ず事務局に御連絡ください。

その他、所有者が市外、共有名義、相続登記が済んでいない等の場合は事務局扱いとして、事務局から直接所有者に送付します。

重ねてのお願いになりますが、提出締切は、2月10日（木）ですので、よろしくお願いいたします。

説明は以上となります。

議長

せっかくの機会ですから、御意見御質問等ございましたら、発言をお願いします。

－「議長」との声あり－

No.19 小川 勝史農業委員

皆様のお手元に農業委員会だよりが配布されていると思います。事務連絡でも報告がありましたが、農業委員会だより第44号を発行いたしましたので委員の皆様にはいち早く配布し

ました。

昨年の1月1日号と違うところは、ページ数が6ページから8ページに増え、両面カラーになりました。部数も昨年は9,000部でしたが、今回は6,000部に減りました。内容が濃くなったということで農業委員、推進委員の活動を伝えることを本誌の目的で、特に、市長への意見書の提出は3ページに、4ページには農業委員の活動報告を載せました。また委員の皆様の想いを伝えるコーナーとして第43号は新澤公明農業委員、今回は澁江嘉輝推進委員にお願いしたところでございます。このコーナーは継続していきますので、依頼があった場合には、快く引き受けていただきたいと思います。内容は自由ですが、当然のことながら農業に関するをお願いいたします。

以上です。

議長

各会議の代表者から連絡、報告等はございませんか。

－「議長」との声あり－

No.2 灰野 善栄委員

折角の機会ですので、トピックスという形で情報提供です。

JAで毎年おいしいお米のコンテストというものを行っております。12月8日に行われた第12回JA柏崎お米の食味コンテストで、私たちのお仲間の水野農業委員がおいしいお米を作っていたということで優秀賞を受賞されました。水野農業委員、おめでとうございます。今後ともよろしく申し上げます。

もう一つ、来年のお米作りが心配です。今年、新潟県の作況指数が非常に悪く柏崎市が全国最低の95でした。そんな中で主食用のお米の生産目標について、作況指数等を考慮しながら昨年と同等といいますかそれに近い数字が県から間もなく示されると思いますので、また新聞等を見ていただきたいと思います。

以上です。

議長

他にありませんか。

－「なし」との声あり－

議長

以上で本日の議案審議等は終了しました。

それでは、閉会の挨拶を佐藤会長職務代理者からお願いします。

佐藤会長職務代理者

お疲れさまです。

12月7日に新潟市で女性農業委員の研修会の紹介ということで柏崎市からは、巻口農業委員が出席され、石塚会長と霜田局長と私も研修会議に参加させていただきました。研修会議の中で、5年後10年後農地がどういう姿になっていくのかという中鯖石地区で行ったアンケートの事例を霜田局長が発表しました。5年後自分の地域で誰が農業を続けているのか、5年後は何とか続けていけるが、10年後は人が残っているのかという中で、どこの地区にも心配事があると思っているところです。中鯖石地区以外でもアンケート調査をして、耕作者だけでなく田んぼを預けている地主さんのほうにも、いつまでも耕作してもらえると安心してはいただけないと知っていただくことも大事だと思います。機会があったら、中鯖石地区の取組を自分の地域に持ち帰って紹介できるようであれば、農業委員、推進委員がこの先自分たちの地域をどう農地を維持していくのかヒントにもなりますし、親子間でも農業を継続していくのかなかなか話ができないうのが現状ですので、きっかけになると思います。是非機会を作ってこの取組を紹介していただければと思って、研修会の内容を皆さんに報告しました。

先程、お米のコンクールで水野農業委員は多岐に渡って活躍しておりますが、あまり負担にならないようにしながら、できる範囲で活躍してもらえればと思います。

年末になりました。来年も元気で会えるよう、皆さんも良い年をお迎えください。

以上です。お疲れ様でした。

閉会 午後2時30分



柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_